

2024年2月5日

札幌市長 秋元克広 様

札幌の自然を守る会
代表 梶田清尚

本会の白旗山都市環境林ゾーニング区分変更及び皆伐による森林破壊
中止を求める申し入れに対する回答への質問について

標記申し入れに対する本年1月18日付け貴職の回答は、抽象的な文言を並べて本筋については全く答えておらず、本会の申し入れ趣旨を踏まえたものには一切なっておりません。

それは、理由として挙げる論拠に筋違いがあると同時に、不明な点が多く含まれ、計画立案の経緯に関しても虚偽があり、さらには有識者会議の委員に対する重大な逸脱行為があると考えられるからです。

つきましては、これを糾すべく、下記のとおり、改めて質問いたしますとともに、本年2月20日までに回答を求めます。

記

1. 白旗山都市環境林のゾーニング区分変更における森林施業及び伐採木の取り扱いを含めたCO₂の吸収・固定・排出量の収支を、以前のゾーニング区分での森林取り扱いの収支との比較において、短期(10年)及び長期(100年)間の試算書を示してください。

貴職の回答では、当該森林は、まとまった人工林で伐って出しやすいところを狙って「ゼロカーボンの実現に向け」、「伐って」「使って」「植えて」「育てる」のに相応しい場所としてゾーニング区分をしたと言っています。であれば、それを裏付ける根拠が必要です。当然、木材利用を含めた当該森林におけるCO₂の収支を詳細に計算し、ゾーニング区分変更が以前より優位であることが明らかにされているはずです。そうでなければ、市民の貴重な財産である白旗山都市環境林を、取り返しのつかない状態に棄損をするものであり、許されるものではありません。

2. ゾーニング区分変更による伐採、造林、保育等を含めた森林の取り扱いについて各林相に応じた短期及び長期計画の詳細を示してください。また、その際の費用及び収益の収支見通しを財源も含めて明らかにしてください。

白旗山は、この40年来、「都市環境林」の名のごとく大都市札幌の近郊林の在り方のモデルとして位置付けられ取り扱われてきました。そこでは、「木材等生産林」のような皆伐は想定されておらず、森林の公益的機能を高度に発揮し市民生活に欠かせない都市環境保全や保健・文化機能維持を図るべく、非皆伐施業を旨とする森林の取り扱いがなされてきました。しかし新計画では、当該森林全域を「木材等生産林」と位置付けており、「木材等生産林」は本来「効率的な人工林の経営管理が可能な場所」に設定するものです。したがって回答での当該森林に「保全すべき場所」があるかのような表現は、詭弁というほかありません。当該森林は経営を優先すべき森林であってはなりません。

3. 当会の「札幌市森林基本方針策定に関する有識者会議」の委員宛て質問書について、回答では、「市森林整備計画」とは関わりがないと一方的にやり取りを遮断しています。しかし、この会議での委員は白旗山の方針について発言しているのは事実であり、こうした虚偽に基づく通信の妨害は、通信の秘密侵害罪をはじめ代理権にかかる違法のそしりを免れ得ない逸脱行為と言えます。この経緯について納得できる明確な説明を求めます。場合によっては、然るべき調査を行うことも考えています。